

田代スポーツ公園野球場の使用案内

指定管理者
たしろスポーツクラブ

◆ 使用期間

◎4月～10月（※積雪等により変更になる場合があります。）

◆ 使用時間

◎午前9時から午後7時まで。

※「準備」「後片付け」「グラウンド整備」の時間も含めての使用時間になります。

◆ 使用回数

◎1団体につき週2回まで。（当日申請の当日使用はこの限りではありません。）

◆ 申し込み・使用について

◎毎月1日に翌月の予約ができます。「大館市公園野球場使用許可申請書」を
来館・FAXにより受け付けします。受付時間は午前9時から午後9時までです。
（電話では問い合わせのみ）

◎使用許可申請書の住所・氏名・電話番号は正確に記入してください。なお、連絡先として
携帯番号の記入をお願いします。

◎問合せ先

田代体育館

電話番号 0186-54-0555

◆ 利用料金の支払いについて

◎使用許可申請書提出時に田代体育館受付けで支払いをしてください。

振り込みを希望される場合は、後日請求書を送ります。（振込手数料はご本人負担となります）

口座番号：秋田銀行 田代支店 普通 1016679

振込先名：たしろスポーツクラブ 会長 浅利 道博

◆ キャンセル・使用日の変更について

◎使用許可申請書提出後のキャンセルは、使用日の10日前までに連絡をお願いします。

利用料金の100%を還付します。（カウントシグナル・放送設備等は100%還付。）

還付手続きは、田代体育館で受け付けております。（振り込みで還付を受ける場合は、振込手
数料の負担をお願いします。）10日を過ぎた場合は、還付をしませんのでご注意ください。

但し、災害又は野球場の管理上使用できない（雨天を含む。）など、指定管理者が認めた場合
は、この限りではありません。

なお、キャンセル時にまだ利用料金を納付していない場合は上記と同じ金額をお支払いして
いただきます。

◎上記以外で、キャンセルする場合は速やかに申込先へ連絡をお願いします。

◎使用許可申請書提出後の使用日の変更は使用日の10日前までに田代体育館へ届け出てく
ださい。

◆ 使用上の注意及び使用報告

- ◎施設内で火気を使用しない。IH 調理器等も不可。
- ◎施設内の電源を使用し、携帯電話・ビデオ機器等の充電は禁止。
- ◎承認を受けなくて張り紙・くぎ打ち等をしない。
- ◎承認を受けなくて物品展示・販売又はこれに類する行為をしない。
- ◎承認を受けた以外の部屋に立ち入り又は器具の使用や移動をしない。
- ◎騒音を発したり暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしない。
- ◎グラウンド内で飲食はしない。
- ◎指定された場所以外での喫煙はしない。
- ◎使用した設備や備品は清掃し、数量を確認してから元の位置に戻してください。
- ◎使用後は必ず受付窓口にて「使用報告書」を記入する。
- ◎使用報告書には照明などの使用時間や使用人数を正確に記入する。

◆ 使用制限 次のいずれかに該当するときは、当施設を使用できません。

- ◎公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- ◎施設設備をき損、若しくは汚損し、又はその恐れがあると認めるとき。
- ◎集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められたとき。
- ◎政治的又は宗教的活動に使用する恐れがあると認めるとき。
- ◎管理上支障があるものとして公園条例施行規則で定める場合に該当するとき。
- ◎措置命令に従わないとき。
- ◎使用目的以外の目的に使用する、又はその恐れがあるとき。
- ◎使用許可の条件に違反したとき。
- ◎詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。
- ◎上記に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めるとき。

◆ その他

- ◎落とし物・忘れ物の保管は 1 カ月で、その後は処分させていただきますので了承ください。
なお、高額な物品や現金は警察に届けます。
- ◎駐車場出入口は午後 7 時に施錠します。
無断駐車はご遠慮ください。また、駐車場内のトラブルは対処できません。
- ◎ゴミは各自持ち帰ってください。